

質疑回答書

令和 7 年 1 0 月 9 日

愛西市長 日 永 貴 章
(総務部財政課)

業 務 名 : 愛西市公共施設ＬＥＤ照明賃貸借業務

No.	質問内容	回答
1	参加表明に伴う提出書類（様式第１）参加表明書について、申請者（代表企業）の押印は必要でしょうか。	申請者（代表企業）の代表者印を押印してください。
2	参加表明に伴う提出書類（様式第２）グループ構成表について、申請者（代表企業）の押印は必要でしょうか。又、各役割事業者の押印は必要でしょうか。	申請者（代表企業）の代表者印を押印してください。また、各役割事業者の押印は不要です。
3	参加表明に伴う提出書類（様式第３）委任状について、申請者（各役割事業者）について、下請業者の申請も必要でしょうか。又、申請書、受任者の押印は必要でしょうか。	元請業者、下請業者ともに書類提出が必要です。 書類の押印については元請業者、下請業者ともに不要です（押印した書類を提出していただいても、問題ありません。）。
4	参加表明に伴う提出書類（様式第４）会社概要書について、「留意事項に構成員ごとに作成すること」とありますが、下請業者も作成する必要がありますでしょうか。	元請業者、下請業者ともに書類提出が必要です。
5	参加表明に伴う提出書類（様式第５）業務実績調書【施行役割】について、元請業者のみの作成でよろしいでしょうか。	元請業者のみ書類提出が必要です。

No.	質問内容	回答
6	参加表明に伴う提出書類（様式第8）提案書提出届について、申請者（代表企業）の押印は必要でしょうか。	申請者（代表企業）の代表者印の押印は不要です。
7	世界情勢の影響等により、不測の事態が生じ、事業者努力では如何ともしがたい理由で納期に間に合わないなどの事象が発生した場合、指名停止の回避や損害金の免除、賃貸借期間の後ろ倒しなど含め、都度協議頂けますでしょうか。	受注者の責めによらない事由（天災地変その他やむを得ない事由）については、協議により決定することとなります。
8	本件10年の長期契約となりますが、本事業の予算削除により中途解約される可能性はありますでしょうか。その際、残存債務につきましては貴市にてご精算頂けるのでしょうか。又、過去の賃貸借案件において予算都合による解除実績はございますでしょうか。	発注者都合により中途解約する場合、残存債務は当市で精算することとなります。精算方法については別途協議するものとします。また、過去に契約解除となった事例はございません。
9	1回の賃借料が10万円（消費税込）を超える場合、犯罪収益移転防止法に則り、取引ご担当者本人確認及び、確認書式の指定期間保存にご協力いただけますでしょうか。	対応可能です。
10	仕様書11（4）について、賃貸借期間終了後の器具一式は、発注者に所有権を無償譲渡するとありますが、その場合、リース会社に固定資産税の納付義務は無いと考えて宜しいでしょうか。又、物件引渡しは、現状有姿での引渡し認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、リース会社に固定資産税の納付義務はございません。また、物件引渡しは、現状有姿渡りで問題ありません。
11	実施要領10（5）（ウ）地元事業者の活用について、愛西市入札参加資格名簿に登録中の事業者は、地元事業者として認めていただけますでしょうか。	地元業者とは、愛西市入札参加資格者名簿に登録された市内に本店又は主たる営業所を置く電気工事会社です。そのため、愛西市入札参加資格者名簿に登録されているのみでは対象となりません。
12	実施要領10（5）（エ）提案書の作成方法について、事業者の事業負担にて事業者名簿を明確に記載となっておりますが、（別表）審査項目の減点欄に「資料へ社名が明記されている」で減点3になっておりますので、施工役割企業だけは提案書へ社名を記載しても減点にならないのでしょうか。	CD-ROMのデータについては、必ず社名を記載してください。 紙媒体10部については、様式第8のみ社名を記載し、その他書類は社名（社名とは、名称、住所、会社ロゴ、押印、その他社名を特定できる事項）を記載のないよう作成してください（例：A者、B者、a者 など）。記載がある場合、減点の対象となります。
13	仕様書8工事仕様（3）ソについて、電線や吊りボルトなど既存流用部品が劣化していた際に協議の結果、本事業で交換などを施した場合の追加費用はお認めいただけますでしょうか。	受託候補者（優先交渉権者）決定後、詳細現地調査・設計・市との協議行った後、最終見積書に必要な分を計上してください。

No.	質問内容	回答
14	仕様書 8 工事仕様チについて、撤去した照明器具などを、関係法令を遵守し受注者側で適正に処理するものとし、廃棄物マニフェストを発注者へ提出することとなっておりますが、リサイクルを目的に売却出来る鉄などを除いたマニフェストにて提出でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。またリサイクルを目的に売却出来る鉄などは、受託候補者（優先交渉権者）決定後、詳細現地調査・設計・市との協議行った後、最終見積書にその金額（売却益）を計上してください。